

福井市監査告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年12月26日

福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	堀	田	宏	憲
福井市監査委員	酒	井	良	樹
福井市監査委員	榊	原	光	賀

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

福祉健康部

福祉事務所

地域包括ケア推進課

保健衛生局

福井市保健所

地域保健課及び生活衛生課

保健年金課及び介護保険課

こども未来部

こども家庭センター及びこども育成課

(2) 監査範囲

令和6年度及び7年度（8月末分まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

- (1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。
- (2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和7年9月29日から令和7年12月17日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。また、良好事例については高く評価する。なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

（良好事例）

介護認定審査会では、多くの審査員を要し、個々の審査資料は膨大となっていた。増大する事務負担やコストを軽減するため、所管課は令和6年度からペーパーレス会議システムを導入し、令和7年度から運用を開始した。これにより、審査員の負担の軽減や、職員

の年間約 1 , 0 0 0 時間の業務時間削減、 1 1 年間で約 6 , 7 0 0 万円のコスト削減が見込まれている。

当該システムの導入にあたり、長期的な視点で効果を検証していることや、国の支援制度の活用により市の財政負担の軽減を図るなど、コスト意識を重視した D X への取り組みを評価する。

【福祉健康部保健衛生局介護保険課】

(指摘事項)

令和 6 年度の福井市こども食堂活動等（こどもの居場所づくり）支援事業補助金において、実績報告書に補助対象期間外の経費が計上されていたが、当該経費を含めた全額を補助対象経費として認めていた事例が見受けられた。

所管課は、補助金の財源が公金であることを念頭に、補助対象団体から提出された関係書類を精査した上で補助金の交付事務をされたい。

【こども未来部こども育成課】